

秋田県総合食品研究センターにおける研究データの保存等に関する指針

1 目的

この指針は、「秋田県総合食品研究センターにおける研究活動の不正行為防止に関する規定」第4条に基づき、秋田県総合食品研究センターにおいて保存又は開示する研究データの内容、保存期間、保存方法及び開示方法等に関して必要な事項を定める。

2 研究データの記録・保存

- (1) 研究者は、責任ある研究活動を行い、その過程を実験ノートなどの形で記録に残さなければならない。
- (2) 実験ノートには、実験等の操作の記録やデータ取得の条件等を後日、利用・検証に役立つよう十分な情報を記載し、かつ、事後の改変を許さない形で作成しなければならない。
- (3) 実験ノートは、研究活動の一次情報記録として適切に保管しなければならない。
- (4) 論文、特許や報告等、研究成果発表のもととなった研究資料（実験ノート、数値データ、画像、試料及び装置等）は、後日、利用・検証に耐えるような適正な形で保存しなければならない。保存に際しては、当該資料及び試料の検索及び参照が可能となるように留意するものとする。
- (5) 研究データは、それを生み出した研究者自身が責任をもって保存・管理しなければならない。なお、転出や退職した後も本指針で定める期間は適切に管理しなければならない。
- (6) 研究倫理教育責任者（食品加工研究所長及び場長）は、研究者に対して研究倫理教育の一環として本指針等に基づく適切な研究データ等の保存・管理等についての教育・指導に努めなければならない。

3 保存期間

- (1) 研究データの保存期間は、原則として、当該論文等の発表後10年間とする。電子データについては、作成者、作成日時及び属性等の整備と適切なバックアップ等の作成により再利用可能な形で保存すること。ただし、保存場所の制約等、やむお得不い事情があると認めるときは、合理的な説明が付く範囲で廃棄することが出来るものとする。
- (2) 研究データ等のうち、試料（実験試料等）や装置等、「もの」の保存期間は、原則として当該論文等の発表後5年間とする。ただし、保存・保管が本質的に困難なもの（例：不安定物質、実験自体で消費されてしまう試料）や、保存に多大なコストがかかるもの（特殊な微生物、動物細胞など）についてはこの限り

ではない。

- (3) 本指針に定める保存期間の終了以前に、合理的な理由なく故意に廃棄した場合等は、不正行為とみなされる場合がある。

4 退職等の取り扱い

研究者等が退職、他機関へ異動等した場合は、当該部門の長（食品加工研究所長、醸造試験場長、総務企画室長）等が、当該研究者の研究活動に係る資料のうち保存すべきものについて、バックアップを取って保存する、若しくは、異動者の所在を確認の上、追跡可能とする等、適切に保存しなければならない。

5 開示等

研究者及び研究責任者は、論文等の形で発表した研究成果について、求めに応じて、研究活動の適正性について科学的根拠をもって説明するとともに、必要に応じて研究データ等を開示しなければならない。なお、転出や退職後もその責務を負うものとする。

6 その他

個人データ等、研究データ等に関して、その取り扱い及び保存期間等について法令等により規定されているものがある場合には、当該研究データ等についてはその法令等の定めに従うものとする。また、共同研究や特定の研究プロジェクトに関する成果物について、配分機関等との取り決め等がある場合にはそれに従うものとする。

ただし、法令等及び取り決め等に定める保存期間が本ガイドラインに定める機関より短い場合、当該研究データ等に係る保存期間は、本規定に定める期間とする。

附 則

この指針は平成30年8月20日から実施する。

附 則（令和6年4月1日改正）

この指針は令和6年4月1日から実施する。